



## 「作新大・作新短大 特別支援金」設立についてのお知らせ

6月中旬ごろに、本学独自の支援金（50,000円）の給付を開始します。

各報道関係者様におかれましては、平素から本学の教育・研究につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、作新学院大学・同女子短期大学部では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で家計が急変した学生（大学院生・学部生・短期大学部生）を対象とした本学独自の支援金の給付（50,000円）を行うことになりました。令和2年5月28日（木）より緊急の募集を開始します。

「作新大・作新短大 特別支援金」の応募要領の概要は、下記の通りです。本学の学生・保護者のみならず、地域の皆様を元気づけるニュースとして報道いただければ、幸いです。

### 記

#### 1. 支給金額

一人当たり50,000円（原則としてコロナ禍により世帯収入が30%以上減少している家庭の学生が対象となります。）

#### 2. 募集期間

令和2年5月28日（木）～6月6日（土）必着

※応募状況によって、2次募集を実施します。

#### 3. 申請方法

本学のホームページから「要領」と「必要書類」をダウンロードしていただき、「添付書類」を添えて郵送で申請していただきます。

◆ホームページ URL <https://www.sakushin-u.ac.jp/topics/page.php?id=1335>

（申請書等の郵送先）

〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町908

作新大・作新短大 特別支援金窓口

◆本件の広報に関するお問い合わせ先

作新学院大学・同女子短期大学部

企画広報室 TEL 028-670-3615（直通）

保護者の皆様  
学生の皆様

## 作新大・作新短大 特別支援金 要領

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の長期化にともない、家計の急変やアルバイト先からの解雇等で学業継続が困難な状況に陥っている学生に対し、本学が独自の経済的支援策を実施するものです。

### 2. 支給金額

一人当たり 50,000 円

### 3. 募集期間

2020年5月28日（木）～6月6日（土）必着

※応募状況によっては、2次募集を実施します。

### 4. 応募資格

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で家計が急変した世帯の学生。

(2) 本学に5月1日現在で在籍している、大学院生、学部生、短期大学部生で令和2年度前期の履修登録している者。(休学中の学生、交換留学生、科目等履修生、研究生は対象となりません。)

### 5. 申請方法

本特別支援金の給付を希望する学生は、募集期間内に申請書類（作新大・作新短大 特別支援金申請書及び必要書類）を特別支援金窓口宛に郵送してください。

### 6. 申請条件・必要書類

(1) 給与所得者：新型コロナウイルス感染症の影響で、本年1月以降の2か月分で前月比30%以上収入が減少していること。(学生アルバイトも含まれます。)

➤ 必要書類：給与明細等の写し

(2) 事業者等：最近1か月の売上高が新型コロナウイルス感染症の影響で30%以上減少していること。

➤ 必要書類：制定の「売上高減少の申告書」

◎申請書、添付書類に基づき、選考委員会で審査し給付者を決定します。

### 7. 給付時期・方法

6月中旬ごろを予定しています。給付は、申請書の振込先情報に記載した口座に振り込みます。なお支援金の支給対象学生の発表は、学内情報サービス（テクミン）で行います。

### 8. 申請書等の郵送先・問合せ先

① 郵送先：〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町 908

作新大・作新短大 特別支援金窓口 (※宛名を朱書きして下さい)

② 問合せ先：作新学院大学・同女子短期大学部 学生課

Mail : [gakusei@sakushin-u.ac.jp](mailto:gakusei@sakushin-u.ac.jp)